

旧特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）（第二条関係）

改正後

改正前

（特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え）
 第九条 法第三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（特定目的会社の清算人について準用する商法の規定の読替え）
 第九条 法第三十条第一項の規定において特定目的会社の清算人について商法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二百七十五条ノ 四	第二百六十七条第一 項	特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第七十五条第一 項	(略)	読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)	(略)	(略)	(略)
第二百七十五条ノ 四	第二百六十七条第一 項	特定目的会社による特 定資産の流動化に関す る法律第七十五条第一 項	(略)	読み替える商法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			(略)	(略)	(略)	(略)

	<p>第二百六十八条第六項</p>	<p>特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第七十五条第二項ニ於テ準用スル第二百六十八条第六項</p>	<p>二百四十二条第二項</p>
			<p>二百四十二条第二項</p>